

Q 6 今まで妊娠するとみな退職していました。私は妊娠したのですが、産前産後休暇を取ってこれからも同じ職場で働きたいのですが....。

A 6 産休を取る権利は労働基準法で全ての労働者に認められています。就業規則などに記載されていなくても、申請をすることで産休を取ることができます。また、雇用形態とは無関係なので、派遣労働者だから、アルバイトやパートだから取れないということもありません。

ただ、産休中の給与については、法律上支払いの義務付けがないので、それぞれの事業主の判断に任されています。給与が支払われない場合、健康保険に加入していれば出産手当金があるので、申請すれば休業期間中の収入をある程度補うことができます。

「産休を取りたい」と職場に伝えると、嫌な顔をされたり正社員からパートになるように言われたりすることもあるかもしれません。ですが、産休は法律によって守られており、取得を申請すれば使用者はこれを拒むことができません。産休を理由に配置換えなどの不当な扱いや解雇なども認められていません。もし使用者との話し合いでも折り合いがつかない場合、労働組合にご相談ください。